

戸田市告示第155号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

戸田市長 菅原 文仁

- 1 委託先の名称及び事務所の所在地
公益社団法人戸田市シルバー人材センター
戸田市大字新曽933-2
- 2 指定した日
令和8年3月24日
- 3 委託した収入事務
放置自転車等撤去料の収納
- 4 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで